

学校指定物品に関する指針

1 趣旨

義務教育諸学校における学校指定物品に関しては、保護者の経済的負担の軽減及び業者選定の透明性の確保並びに受注機会の公平性を図るため、この指針を定めるものとする。

2 学校指定物品の指定に係る基準

(1) 学校指定物品の指定に当たっては、次の方法での指定は行わないこと。

ア 1商品を特定するような方法での指定

イ 1者でしか取り扱えないような方法での指定

(2) この指針において学校指定物品とは次に掲げるものをいい、指定に係る仕様は当該アからカまでに定めるところによる。

ア かばん 色、形、材質、サイズ及び携帯様式（手提げ、肩掛け等）

イ サブバッグ 色、形、材質、サイズ及び携帯様式（手提げ、肩掛け等）

ウ 体育服（水着を含む。） 色、形及び材質

エ シューズ（通学用、体育館用及び上履きをいう。） 色、形及び材質

オ 標準服（制服） デザイン及び材質

カ 靴下 色及び形

(3) 前号の規定によることができないと校長が判断した場合は、次に掲げる場合に限り指定を行うことができる。

ア 第1項の趣旨を十分に踏まえ、指定の必要性や効果、保護者の経済的負担の軽減、業者の独占化防止の観点から総合的に判断すること。

イ 第5項に定める検討委員会の了承を得ること。

3 学校指定物品の指定に係る手続

学校指定物品の指定に係る手続は概ね次のとおりとする。

第1段階 学校における案の作成

なお、案の作成に当たっては、児童生徒から広く意見を聴取するものとする。

第2段階 検討委員会の開催日時の決定、対象とする学校指定物品の公表、保護者等からの意見聴取

第3段階 検討委員会における案の検討及び取扱いの決定

第4段階 学校指定物品に関する経緯等の保護者への公表

第5段階 物品購入の実施

4 学校指定物品の購入方法

学校指定物品は、物品を取り扱う業者から保護者が直接購入することができる。

5 検討委員会

- (1) 各学校は、学校指定物品の有無にかかわらず、学校指定物品に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置しなければならない。
- (2) 検討委員会の名称は、各学校で定める。
- (3) 検討委員会は、校長、教職員、当該学校の児童生徒、保護者、学校評議員、地域関係者で構成し、委員長は校長をもって充てる。ただし、学校指定物品の関連業者は委員となることができない。
- (4) 検討委員会の委員の数は6人以上とし、半数以上は、保護者、学校評議員、地域関係者でなければならない。
- (5) 検討委員会の所管事項は次のとおりとする。
 - ア 学校指定物品の指定に関すること。
 - イ 学校指定物品の検討経緯の保護者への周知に関すること。
 - ウ 学校指定物品の販売方法に関すること。
- (6) 検討委員会は、委員長が招集する。
- (7) 検討委員会は、毎年1回以上開かなければならない。
- (8) 検討委員会は、検討委員会を終了した日から1月以内に別に定める実施報告書を教育長に提出しなければならない。
- (9) 検討委員会は、検討委員会の開催時期及び審議経過等、学校指定物品の選定経緯及び結果について、少なくとも年一回は文書などにより保護者へ説明しなければならない。

6 その他

学校指定物品以外であっても学校が指定しようとする物品は、この基準に準じて取り扱うものとする。

附 則

- 1 この指針は、令和元年9月1日から施行する。
- 2 この指針の施行前に、改正前の学校指定物品に関する指針(平成18年11月1日施行)の規定に基づき指定された学校指定物品の取り扱いについては、なお従前の例による。